

●届出を対象とした募集（売出）金額

募集金額

ブックビルディング方式による募集 850,022,100 円

売出金額

（引受人の買取引受による売出し）

ブックビルディング方式による売出し 1,782,162,000 円

（オーバーアロットメントによる売出し）

ブックビルディング方式による売出し 417,312,000 円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、S M B C 日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。

詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をそれぞれご参照ください。

●募集の方法

2【募集の方法】

2026年11月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2026年11月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	617,300	850,022,100	460,011,960
計（総発行株式）	617,300	850,022,100	460,011,960

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の 2 分の 1 相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2026 年 10 月 16 日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2026 年 11 月 16 日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620 円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は 1,000,026,000 円となります。

●募集の条件

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026 年 11 月 17 日 (火) 至 2026 年 11 月 20 日 (金)	未定 (注) 4	2026 年 11 月 24 日 (火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2026 年 11 月 6 日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026 年 11 月 16 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026 年 11 月 6 日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び 2026 年 11 月 16 日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2026 年 11 月 16 日に決定する予定であります。
 4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 5. 株式受渡期日は、2026 年 11 月 25 日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
 6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
 7. 申込みに関し、2026 年 11 月 9 日から 2026 年 11 月 13 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、自社で定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。
-

●株式の引受け

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	617,300	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	617,300	—

(注) 1. 引受株式数は、2026年11月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年11月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

● 売出要項

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札 による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札 によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング 方式	257,600	417,312,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社
計(総売出株式)	－	257,600	417,312,000	－

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。

●募集又は売出しに関する特別記載事項

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、S M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

(注) 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年11月16日）に決定されます。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

(注) 1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一いたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年11月16日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一いたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一いたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をS M B C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2026年11月24日（火）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026 年 11 月 16 日）に決定されます。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 1 と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第 2 売出要項 2 売出しの条件 (引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は 100 株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を S M B C 日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第 2 売出要項 2 売出しの条件 (引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2026 年 11 月 25 日（水）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、257,600 株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエオープンション」という。）を、2026 年 12 月 18 日を行使期限として付与される予定であります。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から 2026 年 12 月 18 日まで（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付け借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエオープンションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2026 年 11 月 16 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人から S M B C 日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、当社株主である黒崎賢一、株式会社 96、西平基志、松原亮、原澤友輝及び S M B C 日興証券株式会社並びに当社新株予約権者である篠原啓輔、西山希、安藤正平、上原亮及びその他 113 名は、S M B C 日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の 2027 年 5 月 23 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

貸株人であるニッセイ・キャピタル 6 号投資事業有限責任組合、貸株人かつ売出人であるニッセイ・キャピタル 5 号投資事業有限責任組合、売出人であるジャフコ SV6 投資事業有限責任組合、TGVest Asia Partners II (Taiwan), L.P.、JIC ベンチャー・グロース・ファンド 1 号投資事業有限責任組合、IF Growth Opportunity Fund I, L.P.、インキュベイトファンド 1 号-G 投資事業有限責任組合、ジャフコ SV6-S 投資事業有限責任組合及び TGVest Asia Partners II, L.P.並びに当社株主であるニッセイ・キャピタル 9 号投資事業有限責任組合、株式会社リロクラブ、ニッセイ・キャピタル 8 号投資事業有限責任組合、S M B C ベンチャーキャピタル 6 号投資事業有限責任組合、赤浦徹、本間真彦、和田圭祐、村田祐介、重田康光、Axiom Asia 6, L.P.、伊佐山元、Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF 及び西條晋一は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 90 日目の 2027 年 2 月 22 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の 2027 年 5 月 23 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
TOKIUM 従業員持株会	「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、取得金額 102 百万円に相当する株式数を上限	当社グループの従業員の福利厚生を目的とするため

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

●主要な経営指標等の推移

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月	2026年5月
売上高 (千円)	810,934	1,404,012	3,355,586	4,485,705	5,680,437
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△742,357	△1,881,852	△605,838	△786,190	147,811
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△745,282	△1,886,338	△610,571	△791,942	21,718
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	334,000	334,000	334,000	334,000	334,000
普通株式					

A種優先株式		88,000	88,000	88,000	88,000	88,000
B種優先株式		110,400	110,400	110,400	110,400	110,400
C種優先株式		86,932	86,932	86,932	86,932	86,932
D種優先株式		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
E種優先株式		165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
F種優先株式		－	－	－	43,500	43,500
純資産額	(千円)	3,030,753	1,144,415	533,843	1,229,601	1,250,683
総資産額	(千円)	3,753,973	2,512,410	3,003,563	4,243,724	4,691,978
1株当たり純資産額	(円)	△2,230.28	△4,249.20	△4,902.69	△549.45	△547.29
1株当たり配当額		－	－	－	－	－
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△889.15	△2,018.92	△653.48	△81.05	2.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	80.7	45.6	17.8	29.0	26.7
自己資本利益率	(%)	－	－	－	－	1.8
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
従業員数	(名)	100	152	182	239	261
〔ほか、平均臨時雇用人員〕		〔12〕	〔29〕	〔70〕	〔101〕	〔142〕

(注) 1. 第10期から第13期の経常損失及び当期純損失の計上は、新規顧客獲得による売上拡大を目的とした積極的な広告宣伝活動や人材登用等を行ったことによるものです。

2. 当社は、2026年9月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年9月30日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

4. 第10期から第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、及び1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 第 10 期から第 13 期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
7. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）等を当事業年度（第 14 期）の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 従業員数は就業人員（契約社員含む。）であり、臨時雇用者数（パート含む。）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
10. 主要な経営指標等のうち、第 10 期から第 12 期については「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
11. 前事業年度（第 13 期）及び当事業年度（第 14 期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
12. 2026 年 8 月 28 日開催の臨時取締役会において、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026 年 9 月 24 日付で自己株式として取得し、その対価として各優先株式 1 株につきそれぞれ普通株式 1 株を交付しております。その結果、普通株式数が 643,832 株増加しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを 2026 年 9 月 24 日付で消却しております。
13. 2026 年 9 月 30 日付で普通株式 1 株につき 10 株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、第 10 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 10 期、第 11 期及び第 12 期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
決算年月	2022 年 5 月	2023 年 5 月	2024 年 5 月	2025 年 5 月	2026 年 5 月
1 株当たり純資産額 (円)	△223.03	△424.92	△490.27	△549.45	△547.29
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△88.92	△201.89	△65.35	△81.05	2.22
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

●関係会社の状況

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有（又は被 所有）割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 BearTail X (注) 2	東京都中央区	50,000	その他事業	70.7	役員の兼任 従業員の出向 開発業務の受託 管理業務の受託
株式会社 TOKIUM スタ ッフイング (注) 2	東京都中央区	100,000	経理 AI エー ジェント事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 管理業務の受託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

●従業員の状況

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
経理 AI エージェント事業	278 [155]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員含む。）であり、臨時雇用者数（パート含む。）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 当社グループ雇用の人材派遣社員については従業員数及び臨時雇用者数には含まれておりません。
3. 最近日までの1年間において従業員数が67名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
4. 当社グループは、経理 AI エージェント事業と、その他事業を営んでおりますが、経理 AI エージェント事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しく、経理 AI エージェント事業の単一セグメントとみなせるため、連結の従業員数を記載しております。

② 提出会社の状況

2026年8月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
270 [152]	30.2	2.8	4,357	12.5

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員含む。）であり、臨時雇用者数（パート含む。）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が67名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
4. 当社は、経理 AI エージェント事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

- ④ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

提出会社

最近事業年度				
管理的地位にある 労働者に占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の額の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
14.1	75.0	48.9	76.0	172.8

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

●所有者別状況

(4) 【所有者別状況】

2026年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満株式 の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	1	2	5	－	20	28	－
所有株式数 （単元）	－	－	900	19,791	12,578	－	64,507	97,776	720
所有株式数の割 合（％）	－	－	0.9	20.2	12.9	－	66.0	100	－

●株主の状況

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合 （%）
黒崎 賢一 ※1,2	東京都文京区	1,341,820	12.79
株式会社 96 ※1,8	東京都中央区銀座1丁目12番4号 N&E BLD.6階	1,341,820	12.79
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング	994,000	9.48
ジャフコ SV6 投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号	916,800	8.74
TGVest Asia Partners II (Taiwan), L.P. ※1	13F, No. 333, Sec. 1, Keelung Rd., Xinyi Dist., Taipei City 110, Taiwan	763,390	7.28
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング	750,000	7.15
株式会社リロクラブ ※1	東京都新宿区新宿4丁目2番18号 新宿光風ビル	637,320	6.08
JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	631,000	6.02

664A：株式会社 TOKIUM

IF Growth Opportunity Fund I, L.P. ※ 1	Conyers Trust Company (Cayman) Limited Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	403,000	3.84
ニッセイ・キャピタル 5 号投資事業有限責任組合 ※ 1	東京都千代田区丸の内 2 丁目 3 番 2 号 郵船 ビルディング	393,000	3.75
インキュベイトファンド 1 号-G 投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門 5 丁 目 9 番 1 号	264,000	2.52
ニッセイ・キャピタル 8 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 2 丁目 3 番 2 号 郵船 ビルディング	232,000	2.21
ジャフコ SV6-S 投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門 1 丁 目 23 番 1 号	229,200	2.19
－ ※ 7	－	164,000 (44,000)	1.56 (0.42)
西平 基志 ※ 3	－	164,000 (44,000)	1.56 (0.42)
松原 亮 ※ 3	－	164,000 (87,640)	1.56 (0.84)
S M B Cベンチャーキャピタル 6 号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 4 号	90,000	0.86

664A：株式会社 TOKIUM

S M B C日興証券株式会社 ※ 6	東京都千代田区丸の内 3丁目3番1号	90,000	0.86
篠原 啓輔 ※ 5	－	69,530 (69,530)	0.66 (0.66)
西山 希 ※ 5	－	56,100 (56,100)	0.53 (0.53)
赤浦 徹	－	51,870	0.49
本間 真彦	－	51,870	0.49
和田 圭祐	－	51,870	0.49
村田 祐介	－	51,870	0.49
重田 康光	－	51,870	0.49
TGVest Asia Partners II, L.P.	4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, P.O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands	51,610	0.49
安藤 正平 ※ 4	－	34,770 (34,770)	0.33 (0.33)
上原 亮 ※ 5	－	28,050 (28,050)	0.27 (0.27)
Axiom Asia 6, L.P.	Willow House, Cricket Square, PO Box 709, Grand Cayman KY1-1107, Cayman Islands	24,390	0.23
伊佐山 元	－	22,340	0.21

664A：株式会社 TOKIUM

－※ 7	－	20,860 (20,860)	0.20 (0.20)
Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF	2 rue Jean Monnet, 2180 uxembourg,Grand Duchy of Luxembourg	15,610	0.15
－※ 7	－	15,140 (15,140)	0.14 (0.14)
－※ 7	－	15,140 (15,140)	0.14 (0.14)
－※ 7	－	14,960 (14,960)	0.14 (0.14)
－※ 7	－	14,960 (14,960)	0.14 (0.14)
－※ 7	－	12,910 (12,910)	0.12 (0.12)
西條 晋一	－	11,310	0.11
－※ 7	－	11,000 (11,000)	0.10 (0.10)
－※ 7	－	10,430 (10,430)	0.10 (0.10)
その他 174 名 ※ 3, 5, 7	－	231,130 (231,130)	2.20 (2.20)
計	－	10,488,940 (710,620)	100.00 (6.77)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

664A：株式会社 TOKIUM

- ※ 1 特別利害関係者等（大株主上位 10 名）
- ※ 2 特別利害関係者等（当社代表取締役）
- ※ 3 特別利害関係者等（当社取締役）
- ※ 4 特別利害関係者等（当社監査役）
- ※ 5 特別利害関係者等（当社子会社取締役）
- ※ 6 特別利害関係者等（金融商品取引業者）
- ※ 7 当社従業員
- ※ 8 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）

2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。